



トップアスリート等の相談受付窓口

スポーツから
ハラスメントを
無くそう!



暴力行為等にお困りの方はご相談下さい

トップアスリート等の相談受付窓口

スポーツからハラスメントを無くそう!

暴力行為等にお困りの方はご相談下さい

受付メールアドレス

sports.soudan@jpnsport.go.jp

発行日：令和元年(2019年)11月1日 第5版

発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)

第三者相談・調査委員会

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

<http://www.jpnsport.go.jp/>

独立行政法人 日本スポーツ振興センター(JSC)

第三者相談・調査委員会

スポーツを行うものを暴力行為等から守る トップアスリート等の相談受付窓口 第三者相談・調査制度とは？

スポーツ指導における暴力行為等の事件がきっかけとなり2013年12月、文部科学省において「スポーツを行う者を暴力行為等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告」が発表されました。これを受けて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）では、2014年1月より「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「委員会」）」を設置し、スポーツを行う者の権利・利益の保護およびスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施の確保へ向け相談業務を行っております。

委員会は、弁護士、臨床心理士、アスリートOB等により構成され、相談内容から調査が必要と判断する場合には、専門家からなる調査パネルを設置、調査を行います。その調査結果を踏まえ、必要に応じ、助言や勧告等を行います。

相談受付窓口設置の経緯

2013年1月	スポーツ指導における暴力行為等が社会問題化
2013年2月5日	スポーツ指導における暴力根絶へ向けて ～文部科学大臣メッセージ～ ^(※) を発表
2013年4月25日	「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」 ^(※) を、 公益財団法人 日本スポーツ協会(旧 日本体育協会)、 公益財団法人 日本オリンピック委員会、 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会、 公益財団法人 全国高等学校体育連盟、 公益財団法人 日本中学校体育連盟 が発表
2013年12月19日	文部科学省が「スポーツを行う者を暴力等から守る ための第三者相談・調査制度の構築に関する実践 調査研究協力者会議報告」を発表
2014年1月10日	JSCにトップアスリート等の相談受付窓口を設置

※メッセージの全文については、以下のホームページをご覧ください。

- ・スポーツ指導における暴力根絶へ向けて ～文部科学大臣メッセージ～
→文部科学省ホームページ
- ・「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」
公益財団法人 日本スポーツ協会(旧 日本体育協会)、公益財団法人 日本オリンピック委員会、公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人 全国高等学校体育連盟、公益財団法人 日本中学校体育連盟
→各団体のホームページ

目次

1. もしも暴力行為等を受けたら(見たら) ～相談方法について～04
2. こんな時にはご相談ください。相談事例紹介06
3. 教えて！相談・調査制度についてのQ&A10

相談の対象について

相談の利用対象者は、トップアスリートとその関係者です。

相談の対象となるケースは、トップアスリートに対して直近4年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等です。



ここでいうトップアスリートとは誰ですか？
また、その関係者とはどの範囲となりますか？

トップアスリートとは、

- ・オリンピック競技大会代表選手
- ・パラリンピック競技大会代表選手
- ・公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が認定するオリンピック強化指定選手
- ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）が認定するJPC強化指定選手
- ・JOC 又は JPC に加盟する中央競技団体が独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手

のいずれかに該当する人です。また、相談を行った時点において、上記の地位・身分でなくなってから4年を経過しない人も相談の対象となります。

なお関係者とは、トップアスリートの親族、知人、所属する団体等、トップアスリートと一定の関係を持つ人・団体のことを言います。

※2019年11月より対象者を拡大



どのような指導内容が相談の対象ですか？

スポーツ指導における暴力行為等が相談の対象です。

ここでいう暴力行為等とは、以下のとおりです。

- ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
- ② ①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

暴行（上記①）のほか、**パワハラ**や**セクハラ**等（上記②）も対象となります。また、上記③とは、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、「罰走」など競技力の向上とは明らかに無関係で不合理な指導が含まれます。



1. もしも暴力行為等を受けたら(見たら)...

相談方法について

練習中に暴力行為等を受けた(見た)



指導者等からの暴力、パワハラ、セクハラ等に困っているとき、または近くに困っているアスリートがいるときは、日本スポーツ振興センター(JSC)の相談受付窓口に連絡しましょう。

相談員に発生状況等を相談



- 相談受付後に、JSC担当者から相談者(選手等)にJSC指定の相談員(以下、「相談員」)の電話番号をお伝えします。



- 相談者(選手等)から相談員に直接連絡していただき、発生状況等の詳細をお話し下さい。

※相談内容の秘密は厳守します。

※個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に従い、本人の同意を得ずに他の目的で利用しません。

JSCの相談受付窓口メール

JSCの相談受付窓口で担当者が受付し、相談内容を確認します。

※相談した内容について、受付担当者は秘密を守りますのでご安心ください。

【トップアスリート等の相談受付窓口】

- ホームページ掲載の受付記録票に必要事項を記入し、以下のメールアドレスに送る。

受付メールアドレス

sports.soudan@jpnsport.go.jp

※詳細はJSCホームページ(<https://www.jpnsport.go.jp>)を参照願います。

相談内容に応じて、調査を行い、必要に応じて、勧告等を実施



- 相談内容によって、調査*を行います。
- 調査は、関係者からの聴聞、資料分析等によって事実認定等を実施します。
- 調査結果を踏まえて、必要に応じて競技団体、JOC等に対して助言・勧告等を実施します。

※弁護士や臨床心理士等複数の有識者からなる調査委員会

2. こんな時にはご相談ください。相談事例紹介

JSCでは、トップアスリートに対して直近4年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等について相談を受付けています。

この暴力行為等とは、暴行のほか、パワハラやセクハラ等も含まれます。相談の対象となる事例についてご紹介しますので、次のような行為に困っている時は、JSCの相談受付窓口ご連絡してください。

① 暴行

事例1

平手で叩く、げんこつで殴る、足で蹴る、突き飛ばす等の行為を行う。

事例2

髪を引っ張る、首を絞める、壁に押さえつける等の行為を行う。



こんな時にはご相談ください。

② パワハラ行為

パワーハラスメントとは、同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動をするものに対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為のことです。



事例1

選手を威圧・威嚇するように大声でどなり、「バカ」「死んでしまえ」「人間のくず」など選手の人格を否定するような暴言で叱責する。

事例2

「物を投げつけ」たり、「物を叩いて大きな音をたてるなど」して、恐怖感を与える。

事例3

「無視をする。」「仲間はずれにする。」「必要な情報を与えない。」等の不作為により、特定の選手に対して執拗かつ過度に精神的負荷を与える。

事例4

選手を無視して無理やり自分のやり方を押しつける。

③ セクハラ行為

セクシャルハラスメントとは、性的な行動・言動等であって、当該行動・言動等に対する競技者の対応によって、当該競技者が競技活動をする上での一定の不利益を与え、もしくはその競技活動環境を悪化させる行為、又はそれらを示唆する行為も含まれます。



事例 1

選考や競技大会出場を条件に、性的関係を求める。

事例 2

「胸が大きい」等の性的冗談を繰り返し言う。

事例 3

すれ違いざまに尻をさわるなど、指導とは関係ない場面で身体に触れる。

④ その他の行為

事例 1

「〇〇選手が誰かと付き合っている」等、選手の私生活上の秘密の噂を流す。

事例 2

選手が受け身等の防御ができないように攻撃を行ったり、降参の意思表示（「参った」と言う、タップアウト等）をしているにもかかわらず攻撃を続ける。

事例 3

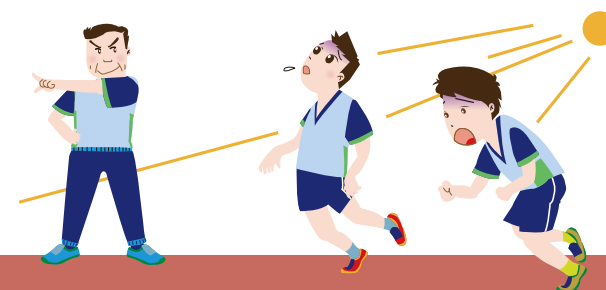
長時間にわたって、競技とは関係の無い特定の姿勢の保持（正座、直立等）や反復行為をさせる。

事例 4

暑い日に長時間のランニングをさせるなど、熱中症の発症が予見される状況下で水分補給させない。

事例 5

防具で守られていない特定の部位を打突することを繰り返す。



3. 教えて！ 相談・調査制度についてのQ&A

Q 日本スポーツ振興センターはどのような組織ですか

A 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）は、法律に基づき設立されたスポーツ関係では唯一の独立行政法人です。

Q JOC、JPCや競技団体の相談受付窓口との違いは何ですか

A 相談先の多様化を図り、利用者が相談しやすい環境を整備するため、スポーツ団体以外の公正・中立な第三者による相談・調査の実施が必要であることから、JSCに相談受付窓口を設置しました。

Q 「第三者相談・調査委員会」とはなんですか

A スポーツを行う者を暴力行為等から守るため、JSCに設置した委員会です。委員会は、弁護士、臨床心理士、アスリートOB・OG等により構成され、必要に応じて調査を行い、調査結果を踏まえた助言・勧告等を行います。

【委員名簿】

伊東 卓	弁護士
梅林 啓	弁護士
大橋 卓生	弁護士
岡出 美則	日本体育大学教授
荻原 健司	元参議院議員 元スキーノルディック複合日本代表
坂本 昭裕	臨床心理士、筑波大学教授
鈴木 壯	臨床心理士、中部学院大学教授
増田 明美	大阪芸術大学教授 スポーツジャーナリスト

Q 相談員はどのような人ですか

A 相談員は、弁護士、臨床心理士、アスリートOB・OG等からJSCで選任しております。実際に相談を行う際には、相談内容に応じて委員会が選定いたします。

Q 相談した情報は守られますか

A JSCは法律に基づき設置された独立行政法人です。国に準じた守秘義務が課せられており、厳密な情報管理を行います。
また、実際に調査等を行う場合には、調査対象者へ守秘義務誓約を求め実施します。

Q 相談等に料金はかかりますか

A 無料です。

Q 窓口に電話で相談できませんか

A メールでの受付となります。ホームページ掲載の受付記録票に必要事項を記入し、以下のアドレスにメールで送信をお願いします。
内容確認後、担当者からご連絡します。

【トップアスリート等の相談受付窓口】

受付メールアドレス

sports.soudan@jpnnsport.go.jp